

神戸・天津経済貿易連絡事務所運営補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神戸・天津経済貿易連絡事務所（以下「天津事務所」という。）の運営にかかる補助金に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(補助対象団体)

第2条 補助金交付の対象となる団体は、公益法人として神戸市海外事務所の役割を担う、天津事務所の管理運営を行う公益財団法人神戸国際コミュニティセンター（以下「センター」という。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、本要綱の施行日以降にセンターが行う天津事務所運営事業のうち、神戸市の海外事務所として活動する事業とし、神戸市他部局等から委託を受けて行う事業を除くものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる経費とする。

(1) 海外費

- ① 現地採用職員費
- ② 借館料、事務費、事業費

(2) 国内費

- ① 補助事業事務費

(補助金の額)

第5条 補助限度額は、各年度における神戸市予算の範囲内とする。

(補助金交付手続)

第6条 センターは、補助金の交付を受けようとする場合は、当該補助事業を実施しようとする年度の4月末日までに、補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に定める補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は補助金の交付額を決定し、補助金交付決定書を交付するものとする。

3 前項の場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができるものとする。

4 市長は、第2項の規定により補助金交付決定を行った場合は、センターからの請求に基づき、概算払いにて速やかに補助金を交付するものとする。

(補助事業の執行命令)

第7条 市長は、補助事業の全部若しくは一部が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件にしたがって遂行されていないと認めるときは、センターに対し、交付決定補助事業を遂行するよう命ずることができる。

2 市長は、センターが前項の命令に違反したときは、補助事業の全部若しくは一部の遂行の一時停止を命ずることができる。

(補助事業の変更等)

第8条 センターは、補助事業を変更しようとするときは、補助金交付決定内容変更承認申請書(別紙様式)による申請書を市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理した場合は、速やかに申請書を審査し、変更を承認すべきと認めたときは、補助金交付決定内容変更通知書(別紙様式)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の実績報告)

第9条 センターは、補助金の交付決定にかかる会計年度が終了したときは、市長に補助金収支決算報告書及び事業報告書を提出しなければならない。

(補助事業の完了検査及び補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の報告書の提出を受けた場合には、報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の実施成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、センターに通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、前項の報告受理後7日以内に、期限を定めて、確定した交付額を超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

3 センターは、市長から前項の請求があったときは、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

(補助金交付決定の取消及び返還)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の一括返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この要綱の規定に違反したとき

(補助金の経理等)

第12条 センターは、所要の帳簿類を備え、補助事業にかかる経理をセンターの他の経理と明確に区分しなければならない。

2 センターは、前項の帳簿類及び当該補助事業を遂行するのに要した費用の支出の証拠となる伝票類を保存しなければならない。

3 センターは、市長が必要に応じて補助事業について調査又は報告を求めたと

きは、これに応じなければならない。

(その他の必要な事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、主管局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月31日から施行する。ただし、改正後の第6条の規定は、令和4年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年1月20日から施行する。

別紙様式（第8条関係）

第 号

年 月 日

神戸市長宛

住 所

団 体 名

代表者名

印

補助金交付決定内容変更承認申請書

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、
次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 変更内容及び理由
3. 変更後の補助金の額
4. 添付書類
 - ・事業計画書（変更後）
 - ・予算書兼請求配分書（変更後）

別紙様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

（補助事業者名） 様

神戸市長 印

補助金交付決定内容変更通知書

年 月 日付 第 号で変更申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定しましたので通知します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金の額
 - ・当初交付決定額
 - ・変更交付決定額
3. その他